

令和5年12月27日

一般社団法人 岡山県自動車整備振興会

自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について
【高圧ガスを燃料とする燃料装置等】

前略 圧縮水素ガス（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）、液化天然ガス（LNG）を燃料とする自動車については、「高圧ガス保安法」から「道路運送車両法」に一元化されたことに伴い、「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」等についても改正（令和5年12月21日施行）されたところです。

さて、今般の改正により、液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車（以下、LPG自動車という）についても、一部点検基準の項目が追加されておりますので、別添のとおり、ご留意下さいますようお願いいたします。

草々

自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について

○別表第3

- 〔 3月ごと〕 ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 〔 3月ごと〕 ・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊自動車、検査対象外軽自動車を除く
- 〔12月ごと〕 ・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

○別表第5

- * 〔 6月ごと〕 ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 〔 6月ごと〕 ・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊自動車、検査対象外軽自動車を除く
- * 〔12月ごと〕 ・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

○別表第5の2

- * 〔 6月ごと〕 ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 〔 6月ごと〕 ・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車、検査対象外軽自動車を除く
- * 〔12月ごと〕 ・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

○別表第6

- * 〔 1年ごと〕 ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 〔 1年ごと〕 ・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車を除く
- * 〔 2年ごと〕 ・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

○別表第7

- * 〔 1年ごと〕 ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 〔 1年ごと〕 ・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車、検査対象外軽自動車を除く
- * 〔 2年ごと〕 ・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

*印は、今回の改正で追加になった点検項目